

○事業の概要

企業や社会福祉法人、NPO等の民間教育訓練機関を活用し、障がい者の能力、適性及び障がい者ニーズに対応した職業訓練を実施。

訓練には、求職中の障がいのある方の就職を支援するため、多様な訓練の受講機会を提供し、就職に必要となる知識や技能の習得を図ることを目的とした「求職者訓練」と、在職障がい者の定着及び雇用継続を支援するため、多様なニーズに対応した訓練を実施する「在職者訓練」がある。

	求職者訓練	在職者訓練
対 象 者	以下の要件をすべてを満たす方が対象 ①身体障がい者・知的障がい者・精神又は発達障がい者の方 ②職業訓練を通じて早期（訓練終了後3ヶ月以内）に就職しようとする意志がある方 ③就労に向けた準備（訓練に必要な気力と体力が備わっている、自分で訓練実施場所に通うことができる、生活リズムが整っている、自分で身の回りの基本的なことができること）が整っている方 ④ハローワークに求職申込を行った方で、ハローワーク所長が必要性を認め、受講あっせんを受けることができる方	以下の要件をすべて満たす方が対象 ①府内企業に在職中（雇用契約による）であって、訓練実施に企業の承認が得られている方 ②障がい者であることを証明する手帳か診断書等を所持している方
訓練概要	知識・技能習得訓練コースのほか、職場実習を付けた訓練コースやすべての訓練過程を訓練受託事業所で行うコースや自宅で訓練を受けることができるeラーニングのコースを実施。	訓練施設に通所するコースと訓練施設から職場に指導員を派遣するコース及び通所と派遣を併用するコースを実施。
訓練生確保の取り組み	・大阪府ホームページへの掲載 ・府内ハローワークでの窓口案内 ・府内市町村役場内のチラシ配架 ・サービス管理者向け研修等でのチラシ配布 ・庁内広報ツール（もずやんつぶやきなど）	・大阪府ホームページへの掲載 ・府内ハローワークでの窓口案内 ・府内市町村役場内のチラシ配架 ・サポカンメールマガジン掲載 ・全障協の会議における事業周知

○事業の概要

平成25年に北大阪校が開校した時、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正や「障害者自立支援法」の成立等を踏まえ、障がい者の職業訓練機会をさらに拡大する目的でワークトレーニング科を設置。大阪府北部において特にものづくりなどの技術・技能を習得できる訓練機会を確保するための拠点としての役割を担っている。

ワークトレーニング科

訓練期間	1年間（4月入校）
定員	15名（令和8年4月入校）
対 象 者	以下の要件をすべてを満たす方が対象 ① 療育手帳を所持している方（又は申請中で、訓練開始の前日までに手帳の交付が見込まれる方）、又は、障害者職業センター等の公的判定機関で知的障がい者と判定された方 ② 症状が安定していて、日常生活の上で支援の必要がなく、集合訓練を受けることのできる方 ③ ハローワークにおいて求職登録している方 ④ 職業訓練を受けることにより就労が見込める方
訓練概要	4月入校1年間訓練。ものづくり、物流、事務補助、清掃などの技能・技術を習得するほか、「体育」や「社会生活技能」を通じて、社会人力を高め長く働き続ける力を養う。また、会社見学及び職場実習を積極的に行い、仕事に対する実践的な力を身に付ける。
訓練生確保の 取り組み	・ 大阪府ホームページ、ぎせんこうホームページへの掲載 ・ 府内ハローワークでの窓口案内 ・ 府内市町村役場内のチラシ配架 ・ 近隣府県ハローワーク、府内および近隣府県の支援学校、府内図書館などへの説明会の開催案内や募集案内の送付 ・ 庁内広報ツール（もずやんつぶやきなど）

○事業の概要

目的	知的障がい者・精神障がい者を大阪府非常勤職員として最長2年7か月間雇用し、府庁で働いた経験を活かして一般企業などへの就職に繋げる（大阪府版チャレンジ雇用）
事業概要	○雇用期間 最長2年7カ月（9月採用～2年7カ月後の3月終了） ○勤務時間 1日5時間45分×週4日＋1日6時間×週1日 ○賃金 時給1,403円（R8年4月1日現在 勤務1年目の金額）・期末勤勉手当（6月・12月 年2回） ○選考方法・採用時期（大阪府非常勤作業員採用選考） 1次選考：筆記試験及び実技試験（6月）⇒2次選考：実地試験及び面接試験（7月）⇒採用時期：9月 ○一般就労への取組、作業員のスキルアップへの取組例 ①福祉専門職による面談（月1回程度） ②支援機関等を交えたケース会議（必要に応じて） ③就労セミナーの開催 事業を通じて就職した障がいのあるOB作業員、支援機関職員、企業の担当者を講師として招く ④職場実習の機会を確保
対象者	○大阪府内に住んでいる人（通学等のために一時的に府外に住んでいる人を含む） ○療育手帳を持っている人（障害者職業センター等の公的判定機関で知的障がい者と判定された人を含む）、又は精神障害者保健福祉手帳を持っている人（申込時点において申請中の人を含む）

	知的障がい者	精神障がい者
定員	大手前オフィス：15名 咲洲オフィス：15名 （指導員 大手前：3名 咲洲：4名）	6名（配属先の職員が指導）
配置	集中配置 大手前・咲洲いずれかに配属	各課配置 庁内の各所属へ配属
業務	全庁から集約された事務補助業務、パソコン入力、文書の封入、郵便物等の集配や仕分け、文書の集配業務、ポスター折り、文書の修正、清掃・スキャン等出向作業など	配属された所属にて、個人の能力に応じて業務を切り出し、パソコン作業等事務補助業務、電話対応、来客対応など

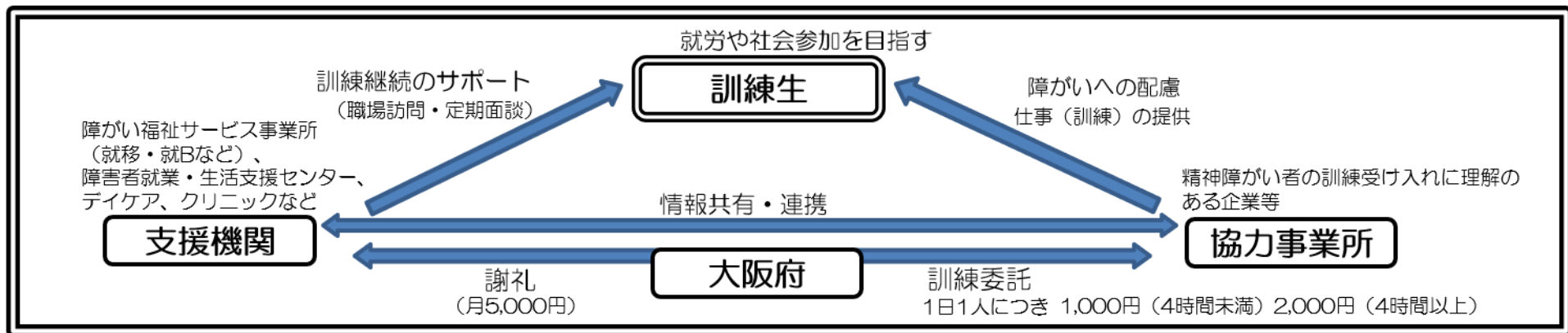
○事業の概要

目的	精神障がいのある方が、支援機関のサポートを受けながら、一定期間（最長2年間）大阪府が認めた企業などに通い、就労訓練や社会経験を通じて社会生活を送るための適応力を養い、社会的自立を促進する。
事業概要	精神障がい者に理解のある企業等を協力事業所として登録・委託し、回復途上にある精神障がい者に対し、仕事を通じて社会生活への適応に必要な訓練を行い、社会参加や就労を促進する。
対象者	次の①～③に該当する方 ① 大阪府内在住の方（大阪市・堺市を除く） ② 精神科・心療内科等の医療機関に通院中の方 ③ 精神障害者保健福祉手帳を持っている方、または自立支援医療が適応されている方

○各コースの概要

社会参加コース	就労準備コース
社会に出る一歩として、企業などでの仕事を通じ、生活リズムを整えたり、生きがいや経験の幅を広げる機会とすることを目的に、訓練を行う。	就職を目指す精神障がい者が、一定期間、企業などで実践的な訓練を行うことで、個々の課題に向き合いながら就労準備性を高めることを目的に、訓練を行う。

○社適の訓練システム



大阪府施策の今後のあり方について

利用数の低下にかかる課題

- 事業認知度の低さ
- 周知方法
- ニーズのミスマッチ
- 対象障がい者像の変化
(職業準備性等)

→既存のカリキュラムや体制
での対応が困難

方向性(案)

- 必要な方に届けられるよう、
周知方法・内容の見直し
(魅力・メリットの発信)
- 事業立案時の事業目的の
点検(ニーズの再検討等時
代の変化への対応)
- 対象障がい者像の変化に
応じた柔軟な対応